

観光立国の実現に向けた 規制の見直しについて (査証、寄港地上陸許可等)

2014年2月18日

一般社団法人 日本経済団体連合会

規制見直しの必要性

▶ 観光立国の実現は、わが国の成長戦略の重要な柱

1. 少子高齢化・人口減少社会の到来

→ 観光振興により、交流人口の拡大、地域活性化・雇用創出を図る必要
(観光は、地域の一次産業はじめ幅広い産業への波及効果)

【参考】2011年の旅行消費額22.4兆円による

付加価値誘発効果は23.7兆円(名目GDP比5.0%)

雇用誘発効果397万人(対全国就業者数6.2%)

2. 急激に増加する世界の旅行需要(2012年には10億人超が国外旅行)

→ 今後もアジアを中心に伸びると予測される需要を取り込むことが重要
(日本は、GDPで世界3位だが、2012年の外国人客数は世界33位)

寄港地上陸許可手続の運用改善(1)

規制の現状

1. 「寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に乗っている外国人乗客で、本邦を經由して本邦外に赴こうとするものに対して、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。」(法務省)
2. 2013年11月頃まで、以前に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便(最先便)ではないことを理由に、不許可となる事例が散見された。
3. 2013年11月頃から運用が一部改善され、以前に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることのみをもって不許可とされることはなくなった。
4. ただし、審査に時間がかかっていると同時に、入国審査官が、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可せず、出発便を最先便に変更すれば許可するという運用をしているケースが存在する。

寄港地上陸許可手続の運用改善(2)

要望とその理由

- 寄港地上陸許可制度について、最先便以外の便での出国であることのみをもって不許可としないこと、72時間の範囲内で上陸を許可する制度であることを現場に周知徹底すべき。

→わが国を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対して、国内観光・ショッピングの機会をより多く提供することができれば、国内消費が増大するとともに、日本に対する好感度を高めることができる。

ご参考

1. 寄港地上陸許可が認められず、当日出国の便がない場合には、旅行者の負担による警備(自分が逃げないように見張らせる)付きで空港内に宿泊することに。
2. 韓国では、査証が免除されていなくても、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている。

トランジット・ビザ発給方法の見直し

規制の現状

- わが国を経由して外国に向かう旅行者にわが国での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザの制度があるが、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要がある。

要望とその理由

- トランジット・ビザの取得を容易にするため、わが国の主要空港でも発給する、大使館等に行かなくてもネットで申請・取得する等の見直しを行う。
→ 旅行者の利便性が向上し、より多くの外国人にわが国を訪問してもらえる。

ご参考

1. 韓国では、査証が免除されていなくても、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている(再掲)。
2. 空港やネットでビザ発給を行っている国もある(例えば豪州、カンボジア等)⁵。

訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し(1)

規制の現状

1. 「日本再興戦略」(2013年6月)に基づき、2013年7月より、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長が実施された。また、同年11月には、カンボジア及びラオス向けの数次ビザの発給が開始された。
2. また、2013年11月には、日・太平洋島嶼国関係を強化する観点から、パプアニューギニア向けの数次ビザの発給が開始された。
3. 中国については、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北3県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次ビザが発給されている。

訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し(2)

要望とその理由

1. 査証緩和については、2013年のASEAN諸国等への対応に加え、引き続き積極的に対応いただきたい。
 - 査証緩和は外客数の増加に直結する。
 - 観光による草の根交流は政府の外交基盤の強化にも資する。
2. 東北3県数次ビザについては、東北6県への対象拡大、次いで全国への展開を実施すべき。その際、査証発給審査の際の所得要件の緩和についても検討すべき。
 - 震災で観光に大きな打撃を受けたのは東北の日本海側も同様。
 - 所得要件が厳しく、訪日を希望する個人観光客が発給を拒否されるケースがあるほか、発給を拒否されることを避けるため、予め旅行会社が所得要件を審査するケースもあると言われている。
 - 数次ビザ化しても過度に厳しい審査をすれば、観光客は増えず、日本に対して悪い印象を与えるおそれもある。

参考資料① 日本再興戦略(2012年6月)

- コンテンツ、伝統文化や地域文化等の文化芸術、ヒト等を通じたトータルな日本ブランドを確立し、世界各地へと幅広く浸透させ、日本ブームを創出し、「日本」へと数多くの外国人を惹きつけ、引き寄せる。
- 本年に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し(2012年は837万人)、さらに2,000万人の高みを目指すとともに、2030年には3,000万人を超えることを目指す。これにより観光収入でアジアのトップクラス入りする(2011年はアジア10位)。

【重要施策】

- 訪日プロモーションに関する省庁・関係機関の横断的計画策定と実行
- 査証発給要件緩和、入国審査迅速化等の訪日環境の改善
- 外国人旅行者の滞在環境の改善(多言語対応、消費税免税等)
- 新たなツーリズムの創出(エコツーリズム等)
- 国際会議等(MICE)誘致体制の構築・強化
- 国際的な大規模イベントの招致・開催、等

参考資料② 観光立国推進閣僚会議

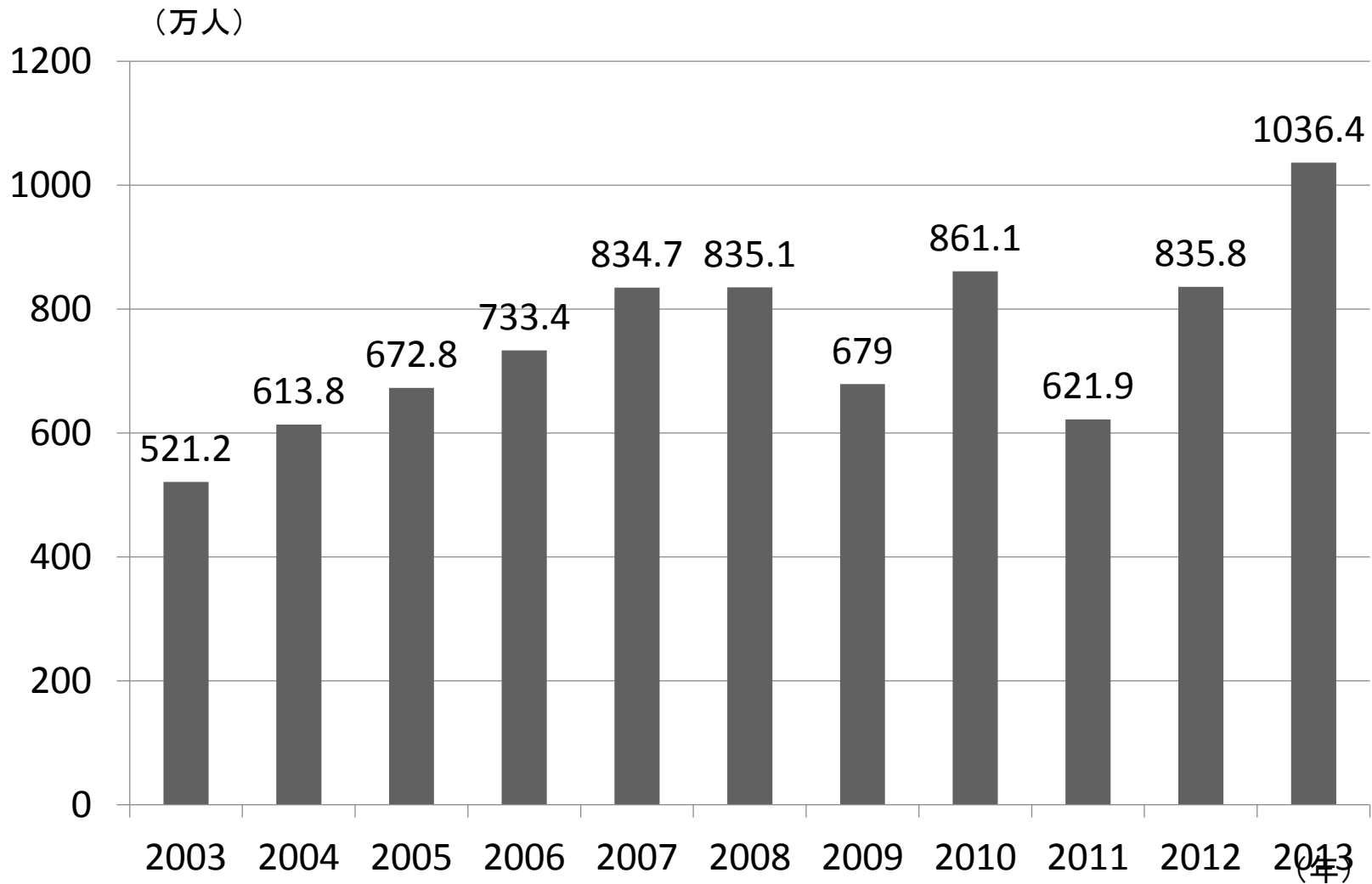
観光立国推進閣僚会議(2013年3月～)

- 内閣総理大臣が主宰、全閣僚がメンバー
- 第2回会議(2013年6月)において「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を策定
- 第3回会議(2014年1月)において、2014年夏を目途に「アクション・プログラム」を改定することを決定
- 第3回会議での安倍総理ご発言のポイント
 - 各閣僚においては、アイデアを総動員し、外国人旅行者に不便な規制や障害を徹底的に洗い出していきたい。
 - できることは速やかに実施に移していくとともに、現行の「アクション・プログラム」を改定し、政府一丸となって観光立国を加速できるよう、協力をお願いする。

観光立国推進ワーキングチーム(2013年4月～)

- 座長:国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
- 座長代理:国土交通大臣の指名する国土交通大臣政務官
- 構成員:内閣官房長官の指名する内閣官房副長官ほか各省庁の副大臣又は政務官(座長は必要があると認めるときは構成員を追加し又は関係者に出席を求めることができる)

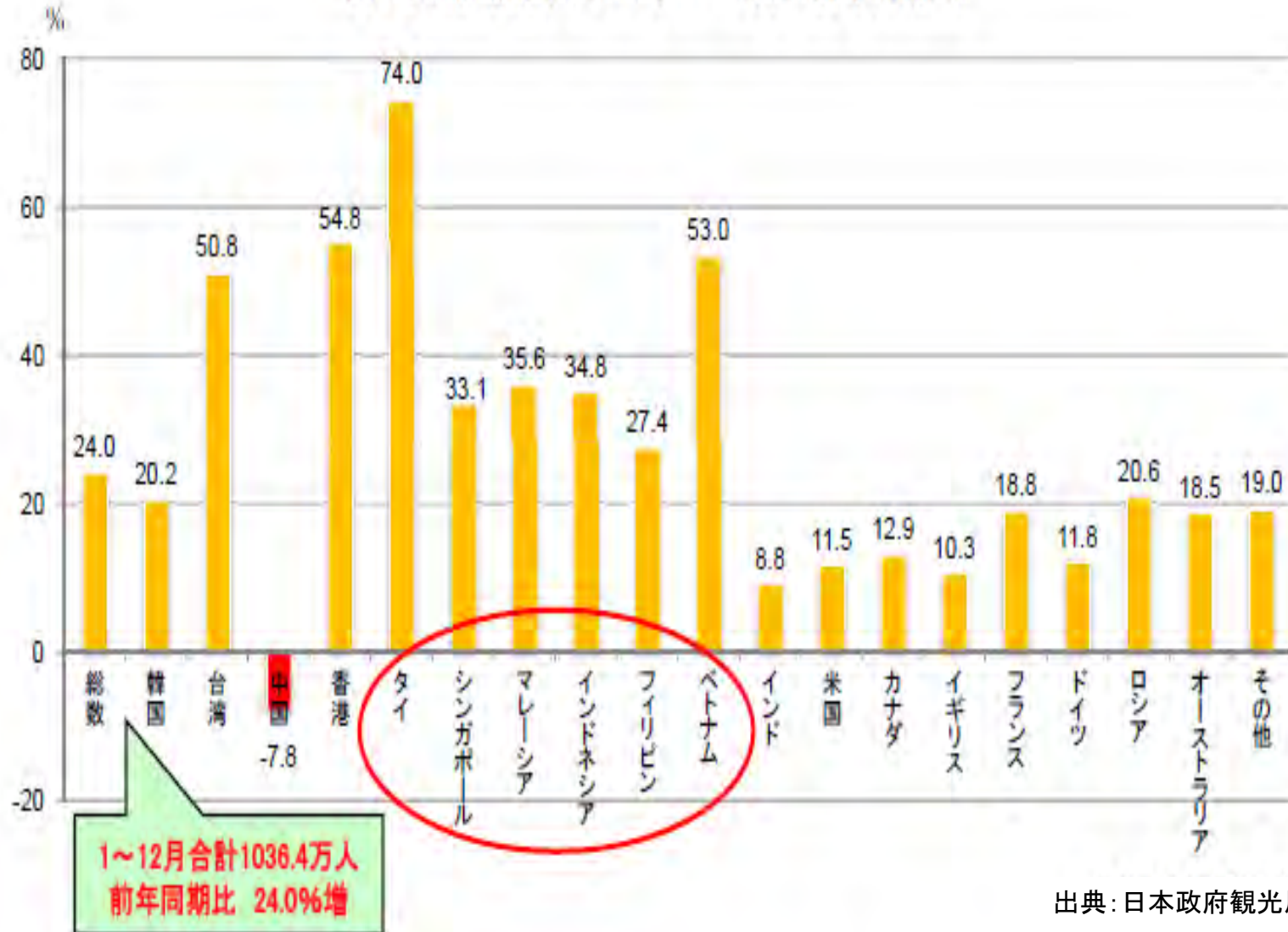
参考資料③ 訪日外国人旅行者数の推移



出典: 日本政府観光局(JNTO) 注)2012年以前の数字は確定値、2013年の値は推計値

参考資料④ 訪日外国人旅行者数増減率(2013年)

国・地域別増減率(2013年1～12月の前年同期比)



—外国人材の受け入れについて—

2014年2月18日

一般社団法人 日本経済団体連合会

外国人材の受入促進の必要性とその方策

【背景】

- ◆ グローバル競争の激化や少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来とともに、全世界的に人材の獲得競争が激しくなっている中で、わが国産業競争力の維持・強化と持続的な経済成長を実現していくためには、多様な価値観や発想、知識・能力・経験を有する外国人材を一層積極的かつより幅広く受入れていくための環境を整備していくことが喫緊の課題。
- ◆ 「専門的・技術的分野の外国人材の積極的受入促進」、「一定の技能や資格を有する幅広い外国人材の受入」、「外国人材の定着に向けた総合的な受入態勢の整備」を総合的に実施していく必要がある。



専門的・技術的分野の外国人材の積極的受入促進では、有能な外国人材がわが国で、

1. より長期にわたり活躍していただくため、その定着を図る。

☞ 要望「高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現」

2. 能力を存分に発揮していただくため、活動を幅広く認める。

☞ 要望「『総合職』に適した在留資格の創設」

3. 家族を含めた円滑な受入れを促進するため、受入に係る手続きの簡素・迅速化を図る。

☞ 要望「カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化」

1. 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現

【現状】

- ◆ 現在、就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年以上わが国に在留していることが必要。
- ◆ 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度では、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には永住許可の対象(2012年5月施行)。

<ご参考: 日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定) >

- (高度外国人材ポイント制度の見直しの一環として、)「永住が許可されるための在留歴の短縮(現行の5年を3年とする等)といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する。」
 - * 昨年12月より当該外国人材の年収要件等の認定基準の見直しや親・家事使用人の帯同要件の見直し等を含む新たな制度の運用を開始、永住許可の見直しについては、新たな在留資格の創設(入管法の改正)が必要とされた。

【要望内容】

高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置において、永住許可に必要な在留歴の緩和(現行の5年から3年に短縮)を早期に実現すべきである。

【法務省の検討結果を受けた措置の概要(対応策)】

高度人材の永住が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、本通常国会に出入国管理及び難民認定法の改正法案の提出を予定しています。

高度人材ポイント制の概要【ご参考】

1. 制度の概要・目的

高度人材(現行の就労可能な在留資格(※1)要件を満たす者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入(2012年5月7日から施行)。

高度人材の活動内容を学術研究活動、高度専門・技術活動、経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」「職歴」「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数(現行制度では70点)に達した場合に、出入国管理上の優遇措置(※2)を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図る。

※1:現行の就労可能な在留資格は以下の14種類。

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能

※2:優遇措置の内容は以下の7種類。

複合的な在留活動の許容、在留歴に係る永住許可要件の緩和、高度人材の配偶者の就労、高度人材の親の帯同の許容、家事使用人の帯同の許容、最長5年の在留期間の付与、入国・在留手続きの優先処理

2. 制度の見直し

制度開始後1年間の運用状況を踏まえ、同制度利用者のさらなる拡大に向け、制度をより効果的なものにする必要があるとの指摘を受け、政府は2013年4月より制度の見直しに向けた検討に着手。検討結果を受け、昨年12月に、当該外国人材の年収要件等の認定基準の見直しや親・家事使用人の帯同要件の見直し等を含む新たな制度の運用を開始。

2. 「総合職に適した」在留資格の創設

【現状】

- ◆ 外国人材がわが国で就労するためには、就労可能な在留資格の取得が必要。留学生がわが国企業等に就職する際には、在留資格の変更が必要。この場合、多くは「留学」から「人文知識・国際業務」もしくは「技術」への変更申請を行っており、原則としてそれらの在留資格の上陸許可基準に適合していることなどが求められている。同基準では、大学等の専攻分野と企業の活動内容(業務内容)に関連性が求められている。

<ご参考>

* 在留資格「技術」(本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学, 工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動)の上陸許可基準(一部抜粋)

- 一. 従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。
 - イ 当該技術若しくは知識に係る科目を専攻し大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

* 在留資格「人文知識・国際業務」(本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学, 経済学, 社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動)の上陸許可基準(一部抜粋)

- 一. 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な知識を修得していること。
 - イ 当該知識に係る科目を専攻し大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

- ◆ 現行の在留資格変更の審査においては、大学等の専攻分野と企業の活動内容の関連性につき柔軟に取り扱う措置が講じられている。しかし、関連性についての説明が必ずしも明確に行えず、入管局から申請内容の変更を指導されたり、企業が採用対象となる留学生の範囲を限定する場合やその後の人事異動に躊躇してしまうケースが存在。

2. 「総合職に適した」在留資格の創設(続き)

【要望内容】

企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるための措置として、いわゆる「総合職」に適した在留資格を創設すべきである。

＜ご参考：第4次出入国管理基本計画（2010年3月）＞

- ▶ 「企業における人材活用の在り方が多様化する中、企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるため、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、在留資格『人文知識・国際業務』、『技術』等の見直し等在留資格上の措置を検討する。」

【法務省の検討結果を受けた措置の概要(対応策)】

(上記基本計画と同様の回答)

【第7回第6次出入国管理政策懇談会(2014年2月14日開催) 法務省入国管理局資料】

＜入管法改正により今後措置する予定のもの＞

○在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に要する知識等の学術的な区分(文系・理系)に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し、包括的な在留資格を創設

3. カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書 交付申請手続きの迅速化

【現状】

- ◆ 2004年3月より、在留資格認定証明書交付申請手続きにおいて、本邦の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする申請案件のうち、上場企業等一定の要件を満たす機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理。
 - ◆ 2009年9月には、上場企業等一定の規模等を有する企業等、いわゆるカテゴリー1に属する機関(※)に就職する外国人については、申請書のみ提出と大幅な簡素化を図るとともに、申請受理日から10日程度をめぐとして迅速に処理することされた。
- ※「日本の証券取引所に上場している企業」「保険業を営む相互会社」「日本又は外国の国・地方公共団体」「独立行政法人」「特殊法人・認可法人」「日本の国・地方公共団体認可の公益法人」等、法務省の定める条件に該当する機関
- ◆ 当該外国人と同居する「家族滞在」者の場合、審査の中心が当該外国人(扶養者)との関係等であるものの、当該外国人と同時に在留資格認定証明書の交付申請を行った場合には、家族単位で審査を行い迅速処理を行っていただいている。
 - ◆ しかし、子が通う学校や配偶者の仕事等の事情により、やむなく後日家族を呼び寄せることになり、申請時期が異なる事例も少なくない。この場合、申請内容が実質的に同時申請のものと同様であっても、平均2カ月程度の処理期間を要しており、来日の日程調整等に支障をきたす場合がある。

【要望内容】

いわゆるカテゴリー1に該当する機関に雇用され活動に従事する外国人の家族について、当該外国人がカテゴリー1に該当する機関に雇用され(てい)る旨を明らかにして申請する場合等、申請時期が異なる場合でも、同時申請と同様に迅速に処理すべき。